

令和8年2月定例会

総務委員会資料

(デジタル化推進本部)

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例の設定について

1 提案理由

国では行政手続等でデジタル技術の活用を進めるため、対面での手続や掲示板への掲示など、法令等に定めているアナログ的な手法（以下「アナログ規制」という。）の見直しを進めている。

本市においても国の方針を踏まえ、今年度、条例・規則・要綱等の規定について、アナログ規制の一括点検・見直しを行ったところである。

見直しにより、市有施設の指定管理者が行う利用料金の掲示について、デジタル手法による対応を可能とするため、該当する条例の規定を一括して改正する条例を設定するものである。

2 条例の内容

指定管理者が管理運営を行っている市有施設の条例について、利用料金の掲示方法を、施設内での掲示に加え、インターネットでの閲覧にも努めるよう規定を改める。

(1) 第1条関係（18件）

秋田市都市公園条例 ほか17件

(2) 第2条関係（4件）

施設のテナント料など掲示を必要としない利用料金が設定されている施設
秋田市ポートタワー条例 ほか3件

(イメージ図)



秋田市都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第1条～第9条の3（略） （利用料金の承認） 第9条の4（略） 2および3（略） 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた <u>利用料金について、指定有料公園施設において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u> 以下（略）	第1条～第9条の3（略） （利用料金の承認） 第9条の4（略） 2および3（略） 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた <u>利用料金を指定有料公園施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。</u> 以下（略）

秋田市太平山スキー場条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第1条～第4条（略） （利用料金の承認） 第5条（略） 2および3（略） 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた <u>利用料金について、スキー場において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u> 以下（略）	第1条～第4条（略） （利用料金の承認） 第5条（略） 2および3（略） 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた <u>利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。</u> 以下（略）

秋田市中高齢労働者福祉センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第1条～第5条（略） （利用料金の承認） 第6条（略） 2および3（略）	第1条～第5条（略） （利用料金の承認） 第6条（略） 2および3（略）

<p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>サンライフ秋田において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>をサンライフ秋田において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>
--	--

秋田市勤労者体育センター条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>体育センターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>を体育センターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田港振興センター条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>センターにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除</u></p>	<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>をセンターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p>

く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。 以下 (略)	以下 (略)
--	--------

秋田市勤労者総合福祉センター条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (利用料金の承認) 第5条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金について、秋田テルサにおいて公衆の見やすいように <u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。 以下 (略)	第1条～第4条 (略) (利用料金の承認) 第5条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を秋田 テルサにおいて公衆の見やすいように <u>掲示しておかなければならない。</u> 以下 (略)

秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (利用料金の承認) 第5条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金について、公園施設において公衆の見やすいように <u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。 以下 (略)	第1条～第4条 (略) (利用料金の承認) 第5条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を公園 施設において公衆の見やすいように <u>掲示しておかなければならない。</u> 以下 (略)

秋田市雄和観光交流館条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金について、交流館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金を交流館において公衆の見やすいように掲示しておかなければ</u>ならない。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市雄和観光花き栽培園条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金について、栽培園において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金を栽培園において公衆の見やすいように掲示しておかなければ</u>ならない。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市雄和里の家条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p>

<p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>里の家</u>において公衆の見やすいように<u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>を<u>里の家</u>において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>
---	---

秋田市雄和観光農産物加工所条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>加工所</u>において公衆の見やすいように<u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>を加工所において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田市雄和ふるさと温泉条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>について、<u>ユアシス</u>において公衆の見やすいように<u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金</u>をユアシスにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p>

く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。 以下 (略)	以下 (略)
--	--------

秋田市雄和コテージ条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (利用料金の承認)	第1条～第4条 (略) (利用料金の承認)
第5条 (略)	第5条 (略)
2および3 (略)	2および3 (略)
4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金について、 <u>コテージにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信 (公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。	4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をコテージにおいて公衆の見やすいように <u>掲示しておかなければ</u> ならない。
以下 (略)	以下 (略)

秋田市雄和サイクリングターミナル条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (利用料金の承認)	第1条～第5条 (略) (利用料金の承認)
第6条 (略)	第6条 (略)
2および3 (略)	2および3 (略)
4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金について、 <u>ターミナルにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信 (公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければなら ない。	4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をターミナルにおいて公衆の見やすいように <u>掲示しておかなければ</u> ならない。
以下 (略)	以下 (略)

秋田市リフレッシュガーデン条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた<u>利用料金について、リフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた<u>利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第6条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金について、駐車場において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた<u>利用料金を駐車場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田市農山村地域活性化センター条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p>

<p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金について、センターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>
---	---

あきた芸術劇場条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金について、<u>劇場において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金を劇場において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>

秋田市ポータタワー条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金（別表第2に掲げるポータタワーの施設の利用料金を除く。）について、<u>ポータタワーにおいて公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するも</u></p>	<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金（別表第2に掲げるポータタワーの施設の利用料金を除く。）をポータタワーにおいて公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p>

のを除く。)により公衆の閲覧に供するよう努めなければ ならない。 以下 (略)	以下 (略)
---	--------

秋田市にぎわい交流館条例新旧対照表 (第2条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (利用料金の承認) 第6条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金(別表第3に掲げる交流館の施設の利用料金を除く。)について、 <u>交流館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。 以下 (略)	第1条～第5条 (略) (利用料金の承認) 第6条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金(別表第3に掲げる交流館の施設の利用料金を除く。)を交流館において公衆の見やすいように <u>掲示しておかなければ</u> ならない。 以下 (略)

秋田市文化創造館条例新旧対照表 (第2条関係)

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (利用料金の承認) 第6条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金(別表第2に掲げる創造館の施設の利用料金を除く。)について、 <u>創造館において公衆の見やすいように掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。 以下 (略)	第1条～第5条 (略) (利用料金の承認) 第6条 (略) 2および3 (略) 4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金(別表第2に掲げる創造館の施設の利用料金を除く。)を創造館において公衆の見やすいように <u>掲示して</u> おかなければならない。 以下 (略)

秋田市旧松倉家住宅条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金（別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設の利用料金を除く。）について、旧松倉家住宅において公衆の見やすいように<u>掲示するほか、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （利用料金の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2および3（略）</p> <p>4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金（別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設の利用料金を除く。）を旧松倉家住宅において公衆の見やすいように<u>掲示しておかなければならない。</u></p> <p>以下（略）</p>